

## 災害支援における営業区域外輸送に関する法的取り扱い

○道路運送法（禁止行為）第二十条 機密性1情報 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。  
二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めること。

○道路運送法施行規則（営業区域外旅客運送の禁止の特例）第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする 一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合 (法第二十条第二号の関係者) 第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする

### 営業区域外旅客運送の概要

- **定義**: 営業区域外旅客運送とは、発地および着地の両方が営業区域外にある旅客を運送すること。
- **根拠法令**: 道路運送法第 20 条(禁止行為)に基づき、営業区域外での運送は原則禁止されています。
- **営業区域**: 都道府県単位や交通圏単位で定められており、事業者はその区域内でのみ営業可能です。

災害時には、営業区域外での旅客搬送が特例として認められます。これは道路運送法第 20 条の例外規定に基づいており、緊急対応のために柔軟な運用が可能です。

### 災害時の営業区域外搬送の法的根拠

- **道路運送法第 20 条(禁止行為)**では、原則として営業区域外での旅客運送は禁止されています。
- ただし、「**災害の場合その他緊急を要するとき**」は例外として認められています。
- この例外により、災害時には営業区域外の事業者が搬送を行うことが可能になります。

### 実施の条件と運用例

- **臨時の営業区域設定**: 災害時には、国土交通省が臨時の営業区域を設定することで、区域外事業者の運送を認める措置が取られます。
- **協議の成立**: 地方公共団体、事業者、住民などの関係者間で協議が成立し、輸送の安全や旅客の利便確保が必要と判断された場合にも、区域外搬送が可能です。

- **実例**：過去の地震や豪雨災害時には、被災地外のタクシー・バス事業者が臨時許可を得て搬送支援を行ったケースがあります。

### 実務上の留意点

- **事前申請と許可**：災害対応であっても、原則として国土交通省や地方運輸局への申請・許可が必要です。
- **安全確保**：輸送の安全性が確保されることが前提であり、車両・乗務員の管理体制が問われます。
- **情報共有**：自治体や災害対策本部との連携が不可欠で、搬送ルートや対象者の情報共有が求められます。



(局受付)【R6.2.  
8国自旅第310号】差